

回答自治体名： いわき市

担当課室： 除染対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

【意見1】

本市では、福島第一原発の事故以前は、春秋の年2回、「市民総ぐるみ運動」において、側溝汚泥を撤去し、市内一般廃棄物最終処分場において処理していたが、福島第一原発の事故以降、側溝汚泥の受け入れ先である処分場周辺住民の放射性物質に対する不安が根強く、「市民総ぐるみ運動」において、側溝汚泥等の処分が出来なくなっており、側溝汚泥上げの自粛が続いている。

市（除染対策課）において、側溝汚泥等の処分方法の基礎的資料とするため、これまで市内900カ所の放射線量及び、放射能濃度のモニタリングを実施した結果、平均放射線量は $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下であるものの、指定廃棄物の基準となる $8,000\text{Bq/kg}$ を超えている箇所が市内全域に点在しており、いまだ解決策が見出せない状況にある。

側溝汚泥については、側溝汚泥の堆積する箇所や濃度が一定でないなど、除染を行う環境としては特殊であること、更に、平均放射線量が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下で、指定廃棄物の基準となる放射能濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ を超える箇所が点在していることにより、除染実施区域内であっても、市道側溝の汚泥全てを撤去することができず、局所除染となってしまうことから、除染業務で対応できない $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下で $8,000\text{Bq/kg}$ 超の側溝汚泥の撤去及び処理に対し、国による指定廃棄物の処理方針の明示、並びに汚泥撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい。

また、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下で $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の側溝汚泥の処理については、自治体が埋立処分場等において処理することとされているが、現実的には、放射能を含有する側溝汚泥を処分場に搬入することに対して、処分場周辺住民の理解を得ることは困難であることから、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下で $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の側溝汚泥の撤去及び処理等に対し、前述した $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下で $8,000\text{Bq/kg}$ 超の側溝汚泥と一体的な処分方針の明示、並びに汚泥撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい。

【意見2】

指定廃棄物（下水汚泥焼却灰）をフレコンバッグを用いて建屋内に保管しているが、保管期間の長期化に伴い、フレコンバックの劣化が進んでおり、詰め替えが必要となっている。詰め替え費用低減のため、搬出時の仕様（容器の形状、材質）等に限定される事項があれば、それらの仕様、及び搬出時期について早急にご提示願います。

また、搬出が決定した際に速やかに搬出ができるような保管方法等があれば、ご教示願います。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

該当なし

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

**【意見1】**

震災当時に浄水場から発生した浄水発生土の放射性物質の含有量は、現在でも 2,000 Bq/kg～6,000 Bq/kgの値を示していますが、市内の処分場は地域住民との兼ね合いから、2,000 Bq/kg以上のものは、受入れを拒否せざるを得ない状況とされており、浄水場にて保管していますが、今後は放射性物質の低下が見込めないため、国での対応をお願いしたい。

**【意見2】**

8,000Bq/kg以下の特定産業廃棄物であっても、処理（処分）業者の引き受け基準を満たさないため、処理ができない状況であることから、国による処分を強く求めます。

ご協力ありがとうございました。